

本宮市農業委員会 令和元年6月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年6月20日(木)午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階 大会議室

3. 出席委員

農業委員会委員

1 番 佐藤 孝昭	2 番 渡辺 喜一	3 番 渡邊 謙輔
4 番 國分 政利	5 番 遠藤 政幸	6 番 國分 新司
7 番 渡邊 孝一	8 番 渡邊 平二	9 番 伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1 番 石橋 廣基	2 番 遠藤 栄太郎	3 番 遠藤 俊雄
4 番 遠藤 秀男	5 番 國分 隆一	6 番 佐藤 一徳
7 番 三瓶 和彦	8 番 三瓶 修藏	9 番 鍋島 正則
10 番 根本 市徳	11 番 渡邊 善幸	12 番 渡邊 利一

4. 欠席委員

5. 遅参委員 農業委員 6 番 國分 新司

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会6月定例会を開会いたします。遅刻の通告は、農業委員6番 國分新司委員であります。開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会6月定例会を開会いたします。
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 伊藤隆一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 伊藤隆一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員5番 遠藤政幸委員、農業委員7番 渡邊孝一委員を指名いたします。 次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長伊藤 隆一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。 日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(5 番 遠藤政幸 委員)
農地転用調査 委員長	調査委員長に選任されました、遠藤政幸です。今回は、佐藤孝昭委員、石橋広基委員、國分隆一委員で調査を実施しました。去る6月11日(火)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。

	<p>議案第 28 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、共同住宅、宅地分譲、建売分譲、一般住宅敷地への転用です。いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 29 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 については、すでに原野化しており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断いたしました。以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 伊藤隆一	<p>続いて、5 月定例会での許可についての報告と、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告について」を事務局より報告させます。</p>
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	5 月定例会許可分は、5 月 27 日付で許可指令証を交付いたしました。
事務局長	(農地法第 18 条 以下、事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。それでは日程に従い、6. 付議事件 議案の審議を行います。</p>
会長 伊藤隆一	<p>議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番 1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。</p>
渡辺喜一委員	<p>議案第 27 号 件番 1 について、6 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。件番 1 については、当該地は耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。</p>
会長 伊藤隆一	<p>議案に対する質疑を行います。</p>
会長 伊藤隆一	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 伊藤隆一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p>
会長 伊藤隆一	<p>議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 伊藤隆一	<p>異議なしと認め、議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。次に、件番 2 番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺喜一委員	議案第 27 号 件番 2 について、6 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。件番 2 については、親子間の贈与で、当該地は耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。次に、件番 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長伊藤 隆一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡邊孝一委員	議案第 27 号 件番 3 について、6 月 17 日に現地調査及び申請内容の確認を根本市徳委員と致しました。件番 3 については、当該地は耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに決定いたしました。

	次に、件番 4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡邊孝一委員	議案第 27 号 件番 4 について、6 月 17 日に現地調査及び申請内容の確認を根本市徳委員と致しました。件番 4 については、当該地は耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 4 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 27 号「農地の権利移動制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可とすることに決定いたしました。
会長 伊藤隆一	次に、議案第 28 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長

事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。次に、議案第 29 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 29 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 1 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。
会長 伊藤隆一	それでは、次に、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 1 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。
会長 伊藤隆一	以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 6 月定例会を閉会いたします。

令和元年 6 月 20 日
(閉会午後 2 時 15 分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席5番委員 遠藤 政幸

議席7番委員 渡邊 孝一
